



2023年5月24日

各 位

上場会社名 株式会社ニッチツ
代 表 者 代表取締役社長 松原 祐生
(コード: 7021 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 代表取締役専務取締役 管理本部長
兼経営管理部長 艸薙 望
(TEL. 03-5561-6200)

株式給付信託 (BBT) の一部改定 (業績連動型の追加) 及び取締役の報酬額改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。)・執行役員 (以下、「取締役等」といいます。) に対する株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (= Board Benefit Trust))」 (以下、「本制度」といいます。) の一部改定 (業績連動型の追加) 及び取締役の報酬額改定を決議し、これらに関する議案を 2023 年 6 月 29 日開催の第 98 回定時株主総会 (以下、「本株主総会」といいます。) に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の一部改定及び取締役の報酬額改定の背景及び目的

当社取締役会は、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として本制度を実施しております。本制度は、取締役等の職務内容や責任等に応じた数の株式数を給付しておりましたが、業績向上に対する貢献意欲を一段と高めることを目的として、当社中期経営計画「シン・ニッチツ 2025」 (2023 年 5 月 12 日公表済み) に掲げる業績目標に連動して給付水準が決定される業績連動を織り込んだ株式報酬制度に変更することについて、取締役会で決議し、本制度の一部改定に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。

また、本制度の金額上限引き上げにあわせて、2020 年 6 月 26 日開催の第 95 回定時株主総会においてご承認いただきました取締役 (監査等委員である取締役を除きます。) の報酬額を引き下げる改定について、取締役会で決議し、取締役の報酬額改定に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。これらの改定は、取締役への報酬額の総枠を維持しつつ、本制度の金額上限を引き上げることで、取締役の報酬と当社の株式価値の連動性を一層高めることを目的としております。

なお、本制度の一部改定及び取締役の報酬額改定は、本株主総会において株主の皆様のご承認を

いただくことを条件としております。

2. 本制度の一部改定及び取締役の報酬額改定がご承認された場合の当社取締役の報酬体系

当社の取締役に対する報酬は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定にあたっては、役位毎の職責に応じた適切な水準を維持することを方針とします。

取締役（監査等委員会である取締役を除きます。）の報酬額は、年額1億8,000万円以内とします。また、金銭報酬とは別枠で、取締役（監査等委員会である取締役を除きます。）に対する株式報酬として、5事業年度毎の信託金額の上限が2億円、及び給付される当社株式等の数の上限が1事業年度当たり32,000ポイント（役員株式給付規程に基づき、役位等により定まる数のポイント及び中期経営計画において設定した業績目標の達成度に応じたポイントを付与し、付与されたポイントは当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算）とする本制度において、取締役の退任時に当社株式及び当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が給付されます。

監査等委員である取締役の報酬は、2020年6月26日開催の第95回定時株主総会において、年額4,000万円以内と決議しており、監査等委員である取締役の個別の報酬は、監査等委員である取締役にて協議により決定します。

本制度導入後の報酬構成

金銭報酬	固定報酬	役位毎に定めた報酬ランク、在任年数により固定額を支給する。
	連結業績連動報酬	取締役（監査等委員会である取締役を除く。）を対象として前事業年度の連結経常利益目標、連結当期純利益目標の達成度等に応じて算出された額を支給する。
	事業本部業績連動報酬	事業本部長兼務取締役を対象として担当事業本部営業利益予算達成及び前期比増減等に応じて算出された額を支給する。
非金銭報酬 （株式報酬）	役位に応じる固定部分	取締役（監査等委員会である取締役を除く。）を対象として各事業年度に関して役位、在任期間に応じて定まる当社株式等を給付する。
	業績連動部分	取締役（監査等委員会である取締役を除く。）を対象として中期経営計画において設定した業績目標の達成度に応じて定まる当社株式等を給付する。

3. 本制度の一部改定について

上記1. に伴い、従前の本制度の内容を一部改定いたします。(従前の本制度の内容につきましては、2018年5月18日付「役員退職慰労金制度の廃止及び株式給付信託(BBT)の導入に関するお知らせ」をご参照ください。なお、本制度について監査等委員会設置会社への移行に伴う改定を2020年6月26日開催の第95回定時株主総会、法令改正に伴う手続上の改定を2021年6月29日開催の第96回定時株主総会にて再決議しております。)

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定されている信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、原則として取締役等の退任時に当社株式等が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。

(2) 本制度の内容(主な改定箇所は下線のとおりです。)

(1) 本制度の対象者	取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。)、 執行役員
(2) 信託金額の上限	対象期間ごとに <u>2億4,000万円</u> (うち取締役分として <u>2億円</u>) (※1)(※2)
(3) 給付される当社株式等の数の上限	各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、対象者の職務内容や責任等に応じて、役位等により定まる数の <u>ポイント及び中期経営計画において設定した業績目標の達成度に応じたポイント</u> を付与。 付与されたポイントは、(5)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算。(※3) なお、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は <u>32,000</u> ポイントを上限とし、執行役員に付与される1事業年度当たりのポイント数は <u>6,400</u> ポイントを上限とする。 (※4)
(4) 当社株式の取得方法及び取得株式数	(2)により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得。(※5) なお、取締役に付与されるポイント数の上限は1事業年度当たり <u>38,400</u> ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は <u>192,000</u> 株となる。
(5) 当社株式等の給付	取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任後に上記(3)により算定される当社株式等を本信託から給付。 (※6)

(※1) 当社は、2019年3月末日で終了した事業年度から2023年3月末日で終了した事業年度までの5事業年度(以下、「当初対象期間」といい、当初対象期間及び以後の原則として、5事業年度ごとの各期間を「対象期間」といいます。)及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、本信託を設定しております。当初対象期間に関して本制度に基づく取締役等への当社株式等の給付を行うために必要な株式を取得するために必要な資金(1億2,000万円)を拠出し、当社株式64,800株を取得しております。2024年3月末日で終了する事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度(以下、「現対象期間」とい

います。)及び現対象期間以後の各対象期間については、2億4,000万円(うち取締役分として2億円)を上限として本信託に追加拠出することとします。

- (※2) 今後、追加拠出を行う場合、各対象期間の開始直前日に信託財産内に残存する当社株式(取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する当社株式等の給付が未了であるものを除きます。)及び金銭(以下、「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等の金額(当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価額とします。)と、追加拠出される金額の合計金額は、2億4,000万円を上限とします(なお、取締役等にそれぞれ付与するポイント数の見直しを行った結果、取締役分のご金額は2億円を上限とします。)。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。
- (※3) 本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について、合理的な調整を行います。
- (※4) 取締役等にそれぞれ付与するポイント数につきましては、現状の員数及び今後の員数の見通しも踏まえて設定しております。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数(38,400株)の発行済株式総数(2023年3月31日現在。自己株式控除後)に対する割合は約1.80%です。
- (※5) 本信託による当社株式の取得が実施される場合、その詳細は、適時適切に開示いたします。
- (※6) 役員株式給付規程に別途定める要件を満たす場合は、当該取締役等に付与されたポイント数の一定割合について、当社株式の給付に代えて当社株式の時価相当の金銭を給付します。なお、金銭給付を行うために、本信託より当社株式を売却する場合があります。また、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会等において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。
- 取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額(ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。)を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(3) 当社取締役等に付与されるポイントの算定方法

当社取締役等には役員株式給付規程に基づき、役位等に応じて定まるポイントが付与されます。また、当社取締役には、中期経営計画において設定した業績目標の達成度に応じて定まるポイントも付与されます。本制度に基づき取締役等に対して付与されるポイントの上限数は、1事業年度当たり38,400ポイント（うち取締役分として32,000ポイント）としております。

現対象期間における各事業年度の付与ポイント数の算定方法は以下のとおりです。

① 役位に応じる部分（役位ポイント）

職務執行期間における役位毎のポイントに基づき算出します。

② 業績連動部分（業績連動ポイント）

業績連動ポイントの算定にあたっては、当社にとって収益性向上が最重要項目の一つであることから、中期経営計画において設定した連結当期純利益目標の達成度を指標としております。

業績連動ポイント＝個別報酬額÷当社株式株価（※）（50ポイント単位に切り上げ）

※ 2023年1月から3月までの日次終値平均

■ 個別報酬額

＝報酬総額×各取締役の役位に応じた指数÷取締役の役位に応じた指数の総和

■ 報酬総額

中期経営計画において設定した2027年度連結当期純利益目標5億円を基準に、2025年度連結当期純利益目標3億円を上回る連結当期純利益となった事業年度において、連結当期純利益に応じて算出された金額と致します。

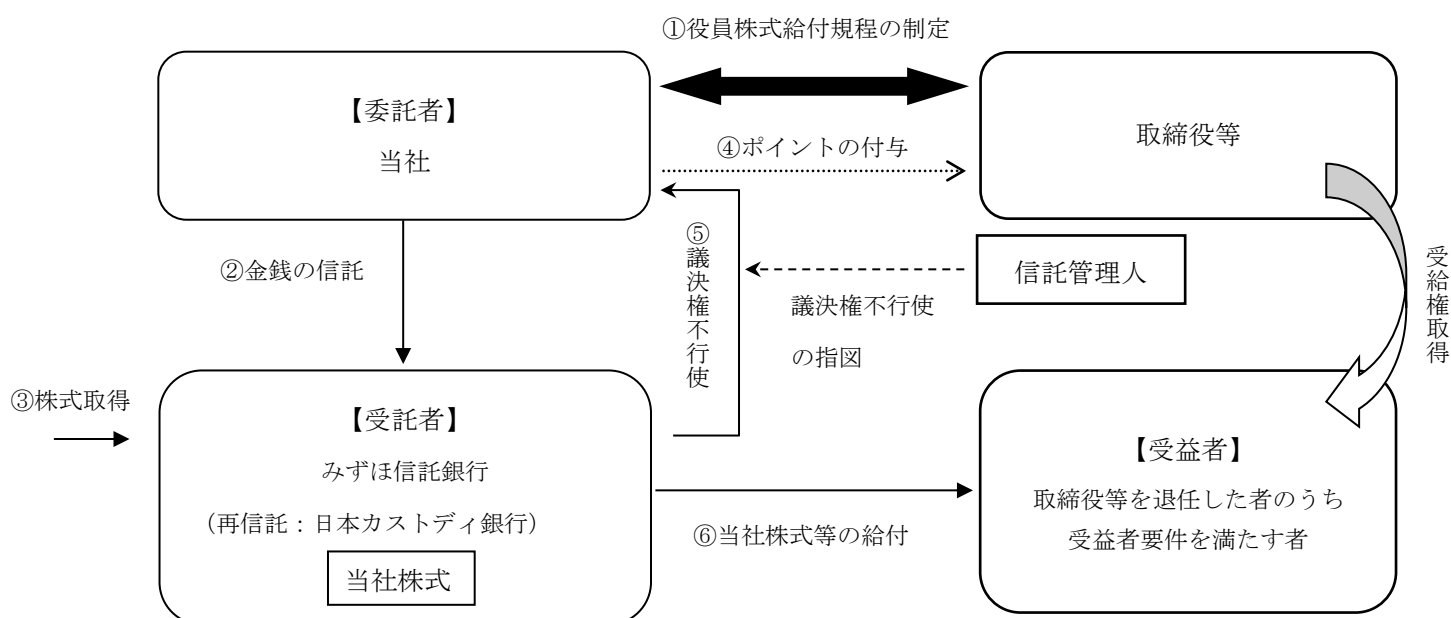
4. 取締役の報酬額改定について

当社の取締役の報酬額は、2020年6月26日開催の第95回定時株主総会において、年額2億1,000万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、上記3.とあわせて、その報酬額を年額1億8,000万円以内へ改定させていただきたいと存じます。これらの改定は、取締役への報酬額の総枠を維持しつつ、株式報酬制度の金額上限を引き上げることで、取締役の報酬と当社の株式価値の連動性を一層高めることを目的としております。

【本信託の概要】

- ①名称 : 株式給付信託 (BBT)
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社 (再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行)
- ④受益者 : 取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ⑦本信託契約の締結日 : 2018年8月20日
- ⑧金銭を信託する日 : 2018年8月20日
- ⑨信託の期間 : 2018年8月20日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者 (以下、「受益者」といいます。) に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以上